

障第 1410 号  
平成 31 年 3 月 5 日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

重度障害者支援加算及び強度行動障害児特別支援加算に係る経過措置の終了について

日頃は、県内の障がい福祉施策の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、本通知に伴い加算の算定要件を満たすことが出来なくなる場合は、算定区分変更に関する届出を提出いただきますようお願いいたします。

|        |                                                                    |    |    |
|--------|--------------------------------------------------------------------|----|----|
| 所属     | 岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係                                                |    |    |
| 係長     | 奥村                                                                 | 担当 | 高木 |
| 電話     | 058-272-1111 内 2615                                                |    |    |
| FAX    | 058-278-2643                                                       |    |    |
| E-mail | <a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a> |    |    |